

現 行	改 正 後
<p>1 - 1 1 - 3 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>破綻先債権 (略)</p> <p>延滞債権 (略)</p> <p>貸出条件緩和債権</p> <p>・ 施行規則第19条の2第1項第5号口(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</p> <p>イ．金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸出金。なお、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利を減免した場合には、金利水準の如何に関わらず開示の対象となることに留意する。</p> <p>ロ．金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸出金。</p> <p>ハ．経営支援先に対する債権：損金経理について税務当局の認定を受けて債権放棄などの支援を実施し、今後も必要に応じ再建・支援を継続する方針を固めている債務者に対する貸出金。</p>	<p>1 - 1 1 - 3 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>破綻先債権 (略)</p> <p>延滞債権 (略)</p> <p>貸出条件緩和債権</p> <p>⌋ 施行規則第19条の2第1項第5号口(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</p> <p>イ．金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利（以下「基準金利」という。）を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸出金。</p> <p>ロ．金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸出金。</p> <p>ハ．経営支援先に対する債権：債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸出金。</p>

現 行	改 正 後
<p>ニ．元本返済猶予債権：約定条件改定時において、<u>当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。なお、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として元本返済を猶予した場合には、金利水準の如何に関わらず開示の対象となることに留意する。</u></p> <p>ホ．一部債権放棄を実施した債権：<u>会社更生法の認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債。</u></p> <p>ヘ．代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引き渡しを含む）の残債。</p> <p>ト．債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</p> <p>（新設）</p>	<p>ニ．元本返済猶予債権：約定条件改定時において、<u>基準金利</u>を下回る金利で元本の支払を猶予した貸出金。</p> <p>ホ．一部債権放棄を実施した債権：<u>私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債。</u></p> <p>ヘ．代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引き渡しを含む）の残債。</p> <p>ト．債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。</p> <p>（注）<u>上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</u></p> <p>a．<u>基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること</u></p> <p>b．<u>個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者</u></p>

現 行	改 正 後
	<p style="text-align: center;"><u>に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること</u></p> <p>） <u>過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</u></p> <p>（注1）<u>「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">a . <u>計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること</u></p> <p style="margin-left: 2em;">b . <u>計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと</u></p> <p style="margin-left: 2em;">c . <u>計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること</u></p> <p>（注2）<u>「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">a . <u>概ね3年（債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となること</u></p> <p><u>b．各金融機関ごとに、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と同等の利回りが確保されていると見込まれること</u></p> <p><u>（注3）株式会社産業再生機構が買取りを決定（株式会社産業再生機構法第25条第1項）した債権に係る債務者についての事業再生計画（同法第22条第2項）については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p><u>（注4）既存の計画に基づく経営再建が（注1）及び（注2）の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</u></p> <p><u>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</u></p>